

## 声 明

本日、東京高等裁判所第15民事部（中村也寸志裁判長）は、J R東海労（ジェイアール東海労働組合）の組合員が、年休権を不当に侵害されたとしてJ R東海（東海旅客鉄道株式会社）に対し損害の賠償を請求した訴訟において、組合員らの請求を一部認容した一審判決を覆して会社の控訴を認めるとともに、組合員らの附帯控訴を斥ける組合員側敗訴の逆転敗訴の判決を言い渡した。

\* \* \*

- 1 本訴訟において、J R東海は新幹線乗務員の職場（運輸所）において、年休権に関して、就業規則や労働協約にも定めのない独自の仕組みを作りだしてこれを一方的に適用するなどしてきた。その結果、本件当時、①年休を申し込んでも認められる割合が30%未満であることが常態化し、②このため毎年20日に近い日数を翌年に繰り越さざるを得ず、2年間で消化することができず、失効することすら続出していた、③年休取得の可否は、時季指定ごとに「事業の正常な運営の妨げになる」かどうかを検討して判断をしたり、代替勤務者を手配するなどの「配慮」をまったく行わず、半月に1回年休取得の順位を抽選で決める年休順位制度を機械的に一律に当てはめて決定し、④その結果、日々、年休を取得できる人数は申請者中0人の場合すら日常的であり、平均30%にも満たないのが実情であり、また、⑤年休申請をしても、長期間（長いときには35日間）年休取得の可否を知らされないなど、年休制度の趣旨に反する運用がなされていること、そして、⑥これらの最大の原因は、慢性的な要員不足しか考えられないことなどを原告らは明らかにし、会社は、労働者の権利を保障する意識をまったく持たないことなどを弾劾してきた。これに対し会社は、日本の大動脈である東海道新幹線の運行の必要性を絶対化し、「集団的に代替要員の確保を図っている」などという独特の論理をも持ち出してその正当性を主張するだけであった。
- 2 1審東京地裁民事第19部（片野正樹裁判長）は、時季指定日（年休希望日）の5日前でなければ年休の可否を知らしめない運用が年休権の本旨に反することや、年休を取得できないことが慢性的な要員不足にあることなどを認めるなどして、原告ら組合員に対して3万円から20万円の損害賠償金の支払いを命じた。  
これに対して会社は即時控訴し、原告ら組合員側も配慮義務を認めなかったことなどを不服として附帯控訴をした。
- 3 本日、東京高裁は、審理の結果明らかになったJ R東海の年休権の本旨を無視する年休の運用の違法等を不問にし、組合員らの請求を斥ける逆転判決を言い渡したものであって、その人権感覚を疑わざるをえない。
- 4 原告組合員ら、弁護団は直ちに上告するとともに、J R東海による労働者の権利の侵害を弾劾し、その遵守を要求し奮闘するものである。

2024年2月28日

ジェイアール東海労働組合  
弁護団